

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成27年8月28日

金曜日

第3952号

目次

告 示

- 道路の供用開始 1
- 堤防と道路との兼用工作物の管理

公 告

- 開発行為の工事完了 2
- 県有財産に係る一般競争入札の実施 3

告 示

富山県告示第353号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|------------------------------|------------|--------------|
| 県道 福光福岡線 | 南砺市安居 819番から 南砺市安居 771番まで | 平成27年8月28日 | 砺波土木 センター |

富山県告示第354号

堤防と道路との兼用工作物の管理について

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により次のとおり堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により公示する。

関係図書は、富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

平成27年 8 月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 河川の名称

一級河川庄川水系地久子川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

高岡市野村 119番 2 地先から高岡市野村 130番 3 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 高岡市

住所 高岡市広小路 7 番50号

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1.0メートルまでの範囲内にあるものの維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年 8 月28日から道路の存続する日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行

為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 8 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 | 公 共 施 設 | | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|---------------------------|---------|-----|-------------------------------------|-----------------|
| | 位置・区域 | 種 類 | 住 所 | 氏 名 |
| 下新川郡入善町上飯野 672 番外10筆 | | | 愛知県津島市埋田町 1 丁目 8 番地 | 株式会社宇佐 美鋳油 |
| 中新川郡立山町半屋60番 2 及び61番 1 | | | 富山市町村 270番地 2 | 株式会社伸栄 |
| 射水市小林 351番 5 | | | 射水市赤井35番地赤井 市宮住宅 202 | 堀井 隆 |
| 射水市橋下条1539番 1 | | | 富山市岩瀬白山町37番 地インフィニティーC 棟 101号 | 武田 健一 武田 多恵子 |

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 8 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

| 物件 番号 | 所在地 | 地積（実測） | 地目 | 予定価格 | 入札保証金 |
|----------|-----------------------------|------------------|----|------------|----------|
| 1 | 富山県富山市蜷川 384番 2及び 392番 3 | 109.13平方 メートル | 宅地 | 1,700,000円 | 170,000円 |

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使

用する者

- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(2)については、お問い合わせください。

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月28日（金）から平成27年9月30日（金）まで（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県厚生部健康課健康増進係
電話番号 076-444-3222（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成27年9月30日（金）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県厚生部健康課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。 ）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 物件番号1 平成27年10月14日（水）午前10時

- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県庁本館1階入札室

- (3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

11 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して 5 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

12 その他

今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

13 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県厚生部健康課健康増進係
電話番号 076-444-3222（直通）

